差止裁判・申入れ活動について

(1) NTT 西日本の「フレッツ光ネクスト隼」 の広告表示について、要請書を送付してい ましたが、改善するとの回答が届きました。

NTT 西日本の提供する「フレッツ光ネクスト隼」の広告表示について、「1Gbps(ギガビット毎秒)になると思ったが通信速度が速くならない」との情報を受けて、調査・検討をした結果、改善の必要があると考え、同社に対して、2014年6月11日付「要請書」を送付しました。

要請内容

①「フレッツ光ネクスト隼」の通信速度について、実効速度が低下する要因となる消費者の利用環境の具体的事例等を「フレッツ光ネクスト隼」のトップページ等の目立つところに掲載すること。

②上記内容を掲載したページ上に、1Gbps(ギガビット毎秒)に対応するインターネット利用環境であるかどうかを消費者自らが確認するこ

とができる情報(パソコン・OSの処理能力、ルーター・ハブ等の周辺機器の機能・処理能力、LANケーブルの規格等)を分かりやすく掲



載するとともに、Q&Aの通信速度などに対する質問の回答も、上記内容に揃えること。

③パンフレット等についても、上記①②の内容を分かりやすく記載すること。

上記要請内容に対して、「上記3点について 改善する」という2014年7月11日付回答書が 届きました。

(2) 貸衣装会社㈱レンタルブティックひろ に対する差止訴訟の第6回裁判 が行われ ました。

貸衣装会社㈱レンタルブティックひろに対して、キャンセルした場合に挙式日1年前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部の差

止を求めて提訴していましたが、 2014年6月19日に6回目の裁判 が大阪地裁堺支部にて開かれま した。

次回の裁判(期日)は2014年 8月1日となりました。

差止訴訟・申入れ活動について詳しくは KC'sホームページトピックス欄からご覧ください。

消費者支援機構関西

検索 ← クリッ

この間の行政機関などへの意見提出

(1)「消費者基本計画」の見直しに対するパ ブリックコメントについて意見を提出しま した。

消費者庁が2014年5月9日から「消費者基本 計画」の見直し改定素案を公表し、意見募集を 行っていました。

KC'sとして、消費者団体訴訟制度や消費者 裁判手続特例法に絞って内部での意見をまとめ 2014年5月26日に提出しました。

提出した主な意見要旨

○適格消費者団体への支援

PIO-NET端末の設置。制度の周知・広報。 団体への財政措置。また、消費者裁判手続特 例法施行にむけて、同様の支援を求める。

- ○商品先物取引法の不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則の改定は行うべきではない。
- ○差止請求活動などからの意見
- ・家賃保証会社、賃貸住宅会社の家賃債権の取 立てに関する不当な行為の禁止。

- ・住宅リフォーム被害の対策強化。
- ・健康食品の表示の対策強化。
- ・ICTメディア関連:電気通信事業者を特定商 取引法の訪問販売・電話勧誘販売規制の適用 除外から外すべき。
- (2) 金融庁の「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)のパブリックコメントについて意見を提出しました。

金融庁は「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)を2014年5月30日に公表し、パブリックコメントを実施していました。

KC'sは、「一定の取引関係にない顧客に対して訪問、電話を禁止する」という、先物取引について不招請勧誘を禁止している点を評価して 賛成の意見を2014年6月27日に送付しました。 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)



KC's 2014年度通常総会&記念シンポジウム 「新しい消費者被害回復制度とKC'sの役割」を開催。

6月21日(土)、エル・おおさか南ホールにて 通常総会・記念シンポジウムを開催し108人が 参加しました。

○2014年度通常総会

榎理事長より開会の挨拶として「KC'sは、設立から来年で10年を迎え、適格消費者団体としての認定を受けてから7年となる。この間6件の差止訴訟を提起し、その内3件が係争中である」との報告がありました。



総会での議案提案のようす

続いて、西島秀向事務局長が2013年度事業報告(第1号議案)、決算報告(第2号議案)を提案し、公認会計士の松山治幸監事より監査報告、調査人の児玉憲夫弁護士より第3者調査報告をしていただきました。その後、採決を行い全議案が可決されました。

2014年度事業計画・活動予算書についての報告では、西島事務局長より、「KC'sの差止事業は団体会員の協力と多くの弁護士・司法書士・相談員等の方々のボランティアにより支えられている活動である」との説明がありました。ま

た、昨年12月に成立し公布され、2016年中に施行予定の「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)」については、「全国や近畿の様々な団体による要請や提言活動が法律の成立へ結び付いたが、今後、3年以内の施行までに実効性のある制度となるように提言を行っていきます。また、KC'sとして特定適格消費者団体の認定申請にむけて必要な検討・準備を行っていく」との決意を述べました。

あわせて、「『公正な市場づくり』を願う消費者・事業者・行政とのネットワークを強め"広く消費者とつながる"活動に重点を置き、取組みをすすめるとともに、新制度を担う特定適格消費者団体の認定をめざしていきます」と今年度の活動方針を報告しました。

質疑では、差止裁判の詳しい内容を教えてほ しいとの質問があり、弁護士の五條検討委員長 より現在係争中の3件の裁判の状況について説 明しました。



全議案可決されました

≪採決結果≫

	出席表決権数108票/表決権総数114票		
第1号議案	2013年度事業報告承認の件	賛成多数で可決	
第2号議案	2013年度決算承認の件	賛成多数で可決	

KC's NEWS No.49 2014.7 KC's NEWS No.49 2014.7

○総会記念シンポジウム

記念シンポジウムでは、消費者裁判手続特例 法についてわかりやすく学習しました。また、 この制度を担っていく特定適格消費者団体をめ ざす KC'sへの協力を呼びかけました。

大阪大学学 生劇団ちゃう かちゃわん の7人のメン バーが、消費 者裁判手続特 例法につい て、たこ焼き をテーマにし た掛け合い漫 才と専門学校 の学納金問題 をテーマにし たコントを演 じ、参加者に、 消費者裁判手 続特例法につ いてイメージ をつかんでも らいました。



漫才「たこ焼き」



コント「専門学校学納金」

つづいて、KC's常任理事の二之宮義人弁護士が「消費者裁判手続特例法」の説明を行いました。寸劇のたこ焼きと学納金問題の事例を用いて、法的に対象となるのかならないのか、特定適格消費者団体が取り上げ可能か、被害額の返金が可能か、対象外となる損害かなど、様々な観点より具体的に制度の解説を行いました。



漫才、コントの事例から制度解説する二之宮常任理事

後半は、パネリストに全国大学生協連 大阪・兵庫・和歌山ブロック平和と社会的課題担当で兵庫県立大学理学部3回生の田中喜陽さん、KC's理事で大阪府生協連専務理事の中村夏美さん、KC's検討委員で消費生活相談員の樋口容子さん、KC's常任理事の二之宮義人弁護士、コー

ディネーターにはKC's副理事長の片山登志子 弁護士が務め、パネルディスカッションを行い ました。



様々な事例を新制度で対応できるか ○△×で解説したパネルディスカッション

「特定適格消費者団体が新制度で対応できる 事例、無理な事例 | というテーマでは、携帯電 話契約は対応できるが、カラオケ店の看板表示 やネットオークションなどは対応できない場合 が多いなど、事例ごとに解説されました。「新 制度及び他制度による被害回復(相談現場の具 体的な被害事例から)」では、消費生活センター でも相談受付や事務作業などが発生することが 想定されるため、行政でも準備が必要であると の意見が出されました。その他に「新制度のイ メージ」、「新制度を担っていく特定適格消費者 団体の支援の必要性」、「KC'sへの期待と自ら行 動したいこと」の論点で論議を行いました。会 場からは「事業者は不安感をもっている」とい う意見が出され、「消費者対応をきちんとして いれば問題なく、制度上も濫訴にならないしこ とを説明しました。

パネルディスカッションの結びとして、消費 者裁判手続特例法が有効活用できるよう活動し ていくことを確認しました。

最後に、シンポジウムのまとめとして飯田秀男 KC's 副理事長より、消費者裁判手続特例法を担う特定適格消費者団体をめざす KC'sへの支援の呼びかけを行いました。

行事のご案内

KC's 双方向コミュニケーションシンポジウム 「事業者と消費者の相互理解と、 信頼の再構築」のご案内

◆日時:9月18日(木)13:30~16:30予定

◆会場:ドーンセンター特別会議室 -

(京阪・地下鉄「天満橋」駅より東へ約350m)

◆内容:調整中

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会について

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」は、2013年12月11日に公布されました。

この制度を担う特定適格消費者団体が、被害 回復業務を適正に行うため、特定適格消費者団 体の認定・監督に関する指針(ガイドライン)等 の策定が必要となります。このガイドラインの 在り方について検討を行うため、消費者庁が標 記検討会を設置しました。

2014年6月4日に第2回検討会が開催され、 適格消費者団体に対するヒアリングが行われま した。KC'sからも西島事務局長が参加し、委員 からの質問に対して意見を述べました。

詳しくは消費者庁ホームページ「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」 をご覧ください。

賛助団体会員のご紹介 近畿 労働金庫

すべての勤労者の笑顔のために

近畿ろうきん

《ろうきんの誕生と事業運営》

ろうきん(労働金庫)は、戦後の混乱期、労働組合や生活協同組合などがお金を出し合って、労働者自主福祉運動のうねりの中から"協同組織の福祉金融機関"として世に登場しました(1950年)。

業務内容は一般の金融機関とほとんど変わりありませんが、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く仲間とその家族の生活を守り、より暮らしやすい社会づくりに役立てられています。また、労働金庫法にもとづき、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されており、会員は、平等の立場で運営に参画し会員自らの活動としてろうきんの運動をすすめています。

《近畿ろうきんの地域との共生事業》

バブルの崩壊や阪神淡路大震災などを受け、時代が大きく動く中、近畿ろうきんは、NPOや生活協同組合をはじめ、非営利団体との協同・パートナーシップを組みながら連携を強めています。このことは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めた"ろうきんの理念"の具現化であり、1995年の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(第七原則「コミュニティへの関与」)に沿うものでもあります。

《近畿ろうきんの多彩な共生プログラム》

①「社会貢献預金・すまいる」

ご希望の寄付コース(エコ推進・災害復興支援・子どもの未来応援・国際協力)をお選びいただき、各分野の団体活動を応援する社会貢献定期預金です。また、各寄付先団体の社会活動につなげていく"社会貢献プロジェクト・すまいる"も展開中です

②「社会的事業融資」

日本の金融機関で初めての "NPO法人向け融資" (2000年4月開始) では、NPOや社会福祉法人等

の社会的事業を支える"グッドマネー"として地域 に循環しています。

③「近畿ろうきんNPOアワード」

教育ローン新規増加額に応じた額を拠出し、子育て支援のNPO団体等へ助成する仕組みで、近畿 圏横断型の助成プログラムとして2005年より9年 間継続実施しています。

④「近畿ろうきんNPOパートナーシップ制度」

ボランティア活動をつなぎ促進していく仕組みで、2011年度からは東日本大震災・被災地支援や関西に避難されている方々に対する支援など、近畿圏NPO支援センターとの連携プログラムとして実施しています。

⑤「エイブル・アート近畿」

2000年より、近畿2府4県を巡回して、障がい 者のアートを通して、社会包摂を絡めた"まちづ くり"をめざし実施しています。

⑥2府4県の生協連・生協との協同組合間協同

2012国際協同組合年を契機に、近畿ろうきんと生協との協同連携により相互の認知度を高めるとともに「地域貢献の接点を活かして、本業での連携」を進めています。

生協組合員向けのろうきん情報紙「こもんず」では、KC's企画・監修による"消費者被害事例と

解決方法"の記事を掲載し、有用な暮らしのアドバイスとなっています。



お問い合わせ

近畿労働金庫 地域共生推進部

〒550-8538 大阪市西区江戸堀1-12-1 TEL (06) 6449-0842 FAX (06) 6449-1415 URL http://www.rokin.or.jp/